

監査結果に係る措置通知書

子供未来局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>(1) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が 80 万円を超える賃貸借契約については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、保護支援課においては、予定価格が 80 万円を超える令和 3 年度仙台市児童相談所一時保護所寝具賃貸借契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>局内課長会において、情報の共有を行い、随意契約の起案及び決裁時には、新たに作成した子供未来局版随意契約チェックシートを必ず用いて、随意契約の根拠条項に該当するかの確認を徹底することを周知するとともに、その旨を局内各課に通知した。</p> <p>また、保護支援課においては、課内研修を行い、必要な手続きを適正に行うよう周知徹底を図った。</p> <p>子供未来局内課長会における周知日及び通知日 令和 4 年 7 月 11 日 保護支援課内研修実施日 令和 4 年 9 月 5 日</p>